

70歳以上の方の高額な医療費の自己負担額の軽減について（お知らせ）

同じ月に同じ医療機関で負担する医療費が、ひと月の自己負担限度額を超える額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、窓口での自己負担額が軽減されます。

平成30年8月から

*自費分及び食事の費用は別途ご負担をいただきます。

所得の区分	外来（個人）	外来＋入院（世帯）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）		252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈多数回 140,100円〉※
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）		167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〈多数回 93,000円〉※
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）		80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回 44,400円〉※
一般世帯	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 〈多数回 44,400円〉※
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯 年金収入80万円以下など）		15,000円

※多数回…〈 〉内の金額は、同一保険者に限度額以上の支払いが年に4回以上あった場合の4回目以降の自己負担額。

表の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱと低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、交付申請手続きをしてください。

交付された「限度額適用認定証」は、1階計算窓口（2番窓口）または入院受付（5番窓口）に速やかに提示してください。

また、「限度額適用認定証」には、有効期限がありますのでご確認ください。

〈交付申請窓口〉

○市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合に加入されている方
いわき市役所国保年金課、または各支所・市民サービスセンター
いわき市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村役場

○上記以外の方

保険証に記載されている保険者

※保険証・印かん等手続きに必要なものについては、保険者へご確認ください。

《注意事項》

◎ 同じ方が同じ月に同じ医療機関でも、入院・外来・歯科ごと、同じ方が同じ薬局でも、同じ医療機関からの処方ごとに自己負担限度額までの支払が必要になります。また、複数の医療機関を受診し、1ヶ月の自己負担が上限額を超えた場合は、申請により超えた額を、高額療養費として払い戻しされます。

◎ 限度額適用認定証は、申請した月から使用できる証が交付されます。月を遡っての交付はされませんので、速やかに交付申請手続きをしてください。

ご不明な点については、1階医事課内 医療福祉相談室まで、ご相談ください。【限度額適用認定証 30.8】